

郡山市電動式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみを自家処理することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図るため、電動式生ごみ処理機を購入し設置する者に対する電動式生ごみ処理機購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「電動式生ごみ処理機」とは、家庭用電動式生ごみ処理機（以下「家庭用生ごみ処理機」という。）で、電気を用いて生ごみの減量化又は堆肥化することができる構造を有するものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる者は、家庭用生ごみ処理機を購入した者で、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること
- (2) 市内の販売店舗から購入したこと
- (3) 減量化又は堆肥化された生ごみを自己の責任において処理できること
- (4) 家庭用生ごみ処理機の使用状況についてのアンケートに協力できること
- (5) 市税等の滞納がないこと

(補助金の額等)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、家庭用生ごみ処理機購入費（消費税を除く。）の2分の1以内とし、1世帯（同居世帯は1世帯とする。）1台につき2万5千円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 電動式生ごみ処理機購入費補助金の交付を受けようとする者は、購入日の属する年度内に補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等納入状況照会同意書（第2号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 保証書の写し

(交付不交付の決定)

第6条 市長は、第5条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、市税等の納入状況を確認したのち、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）又は補助金交付不決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、第6条に規定する補助金交付決定の通知を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の決定の取り消し及び返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けた者に対し補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となった家庭用生ごみ処理機を、購入日から6年の間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、売却し、又は担保に供してはならない。

(台帳の整備)

第10条 市長は、補助金の交付の状況を明らかにするため、郡山市電動式生ごみ処理機購入費補助金交付台帳（第5号様式）を備えなければならない。

(再申請までの期間)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、領収書に記載された家庭用生ごみ処理機の購入日から6年の間、本補助金の申請をすることができない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 平成12年度に限り、平成12年4月1日から平成12年5月31日までの期間に電動式生ごみ処理機を購入した者については、第5条第1項及び第2項の申込をすることができるものとする。この場合において、第5条第1項第4号中「購入予定商品名」とあるのは「購入商品名」と、第6条第1項中「通知を受けた日から2か月以内に電動式生ごみ処理機を購入し、その後速やかに」とあるのは「通知を受けた日以後速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 令和6年4月1日以降、購入したものを対象とする。
- 5 この要綱は、令和6年9月9日から施行する。